

鈴鹿市消防本部障害者活躍推進計画 実施状況

機関名	鈴鹿市消防本部
任命権者	鈴鹿市消防長
計画期間	令和2年4月1日から令和7年3月31日まで（5年間）
評価年度	令和5年度
目標に対する達成度	採用に関する目標 ・障害者雇用の推進に関する理解を促進している。
取組内容の実施状況	<p>1 障害者の活躍を推進する体制整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者雇用推進者として消防総務課長を選任した。 <p>2 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害等により従来の業務遂行が困難となった職員から相談があった場合は、人事課に相談するなどし、負担を軽減して遂行できる職務内容について検討する。 <p>3 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人事評価における面談等の際、障害者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じることとする。なお、措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえ、負担にならない範囲で適切に実施する。 ・職員の募集及び採用に当たって、次の取扱いを行わなかった。 <ul style="list-style-type: none"> 特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定すること。 自力で通勤できるといった条件を設定すること。 介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定すること。 「就労支援機関に所属及び登録をし、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定すること。 特定の就労支援機関からに限った受入れを実施すること。 <p>4 その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等に努めた。
「目標に対する達成度」及び「取組内容の実施状況」に対する点検結果	令和6年度以降も継続して目標を達成するように取り組む。 また、各取組内容についても、継続して実施していく。
計画の見直し・修正	令和5年4月1日の障害者活躍推進計画作成指針の一部改正に伴い、定着に関する目標を追加した。